

○1番（石川剛議員） おはようございます。1番石川剛でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目1、災害に強いまちづくりについてであります。

内閣府によると、令和元年台風19号など、近年の災害においても多くの高齢者や障害者などの方々が被害に遭われました。その状況を踏まえ、災害時の避難支援などを実効性のあるものとするために個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の「災害対策基本法」の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

個別避難計画とは、災害弱者と言われる独り暮らしの高齢者、要介護者、障害者などが、災害時に誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときにはどのような配慮が必要なのかなど、どのように避難行動を取ればよいのか、あらかじめ記載したものです。総務省の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成などに係る取組状況の調査結果によると、令和4年1月1日の時点で、個別避難計画の策定が進んでいる市町村の割合は、全国で7.9%、茨城県では4.5%であることから、策定が進んでいない状況がうかがわれます。

さて、本市においては、令和4年10月に要支援者に特化した初の避難行動要支援者避難訓練を実施したところだと思われまます。令和元年の台風19号では、市内を流れる久慈川や里川が氾濫するなどし、住宅など350棟余りの被害を受けました。本市に限らず全国的に見ても、避難行動要支援者名簿の情報の在り方に課題があったところだと思います。

そのような状況の中で、（1）避難行動要支援者の避難支援に向けた取組についてでございます。

本市の名簿に載せられている全員の情報を改めて確認し、見直す作業が進められているかと思えますが、①避難行動要支援者名簿の更新状況及び個別避難計画の作成状況について、お伺いいたします。そして、日本の災害は数十年で増えつつある中で、毎年のように、水害、土砂災害、地震、津波などの自然災害が発生しております。近年では、令和3年7月1日からの大雨は、静岡県熱海市における土石流の被害を中心に、複数の都府県において、多くの人命や家屋への被害のほか、ライフラインなどにも甚大な被害をもたらしました。また、最近では令和5年5月5日に石川県能登地方で震度6強の地震がありました。そして、6月2日には台風2号に伴い、本市においても土砂災害警戒レベル4、一部の地区で避難指示が発令され、多くの被害が発生いたしました。

そのような中で、令和元年台風19号に踏まえた高齢者などの避難に関するサブワーキング最終取りまとめにおいて、福祉避難所の受入れ対象をあらかじめ特定して公示することなどについて指摘を受け、指定福祉避難所の受入れ対象者などの公示制度に関わる「災害対策基本法」施行規則の改正を踏まえ、福祉避難所設置、運営に係るガイドラインが、令和3年5月に改正されました。

つまり、このガイドラインの改正により、大規模災害発生時に配慮が必要な人が過ごす福祉避難所に一般住民が殺到しないよう、高齢者や障害者、妊産婦といった受入れ対象者を市町村が決め、

必要に応じて事前に住民に知らせることになりました。また、以前は、一般避難所に避難してから福祉避難所へという流れであったのが、直接、福祉避難所へも可能となりました。

内閣府防災情報によると、広義の福祉避難所は、指定避難所のほか協定等により福祉避難所として確保しているものも含まれます。令和2年10月1日時点において、全国の指定避難所は7万9,281か所、うち福祉避難所は9,072か所、協定等により確保しているものを含めた福祉避難所は2万4,750か所であり、茨城県の指定避難所は1,593か所、うち福祉避難所は187か所、協定等により確保しているものを含めた福祉避難所は453か所であり、協定等による福祉避難所の指定福祉避難所の基準に適合するものは、指定避難所として指定し公示することが望ましいとされております。

そこで、(2)災害時に活用される福祉避難所についてであります。

過去の一般質問に対しての答弁にもございましたが、福祉避難所の拡充も検討していくこととこのことでしたが、今回のガイドライン改正を踏まえた上で、①本市における現時点での福祉避難所の確保情報と周知方法について伺いたします。また、ガイドライン改正により、本市における福祉避難所の在り方や変更点等について、伺いたします。

そして、③平時における取組状況や現状の課題等について、伺いたします。

続きまして、大項目2、交通対策の整理と利便性についてであります。

令和4年4月27日に公布された改正「道路交通法」に、電動キックボードに関する交通ルールの緩和が盛り込まれ、そして、いよいよ来月、令和5年7月1日より施行される改正「道路交通法」によって、最高速度20キロメートル以下の場合、16歳以上であれば運転免許証は不要となり、ヘルメット着用は努力義務での運転が可能となりました。

さて、本市においても、昨年10月29日から今年2月28日まで、移動手段の可能性を探ろうと実証実験を実施したところだと思われま。本市が設置したポートでキックボードの貸出しと返却を行い、スマホでQRコードを読み取り、LINEで利用者情報や免許証、クレジットカードを登録すると借りられるシステムであったかと思ひます。私自身も試乗しましたが、一部、LINE登録に手間を感じる部分がありましたが、快適に市内を試乗でき、次世代技術における可能性がある移動手段であると感じたところでありま。

そこで、(1)公共交通次世代技術の導入についてであります。

実証実験における評価として、①電動キックボード実証実験の結果について、伺いたします。そして、その結果を踏まえて、②本市における今後の展開等について、伺いたします。

そして、人口減少や超高齢化社会が進展する中で、自ら交通手段を持たない交通難民、交通弱者と呼ばれる方々が増加していると言われております。高齢者が運転免許証を返納しても生活できる環境、そして、自主返納しやすい環境づくりが必要な課題と言えるのではないのでしょうか。

さて、高齢者や運転免許証を自主返納したい方にとって、路線バスは移動手段としては欠かせない地域の社会資源となっております。また、自宅の近くにバス停がない方で移動に困難を来す方々にとって非常にありがたいのは、タクシー並みにいつでも予約ができて、好きな場所で乗り降りできる、ドア・ツー・ドア型と呼ばれる予約型乗合交通です。

予約型乗合交通とは、バスのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのはなく、予約を入れて、指定した時間に指定した場所へ送迎する交通サービスであります。中型車両などを活用した予約型の運行システムにより、自宅の周辺などで乗車して、目的地の周辺で降車できる運行により、高齢者などは外出促進、買物支援に対応できると思われま。本市においても、月曜日から金曜日に1回300円にて運行区域、運行日にそれぞれ乗り合いタクシーを利用できるようになっております。

そのような状況の中で、現在は、電話にて受付・配車を行っている作業を、AIを活用した利用者向けのアプリを導入し、電話を介さずアプリから直接受付を可能とし、AIによる最適ルート・配車の設定により受付・配車事務の軽減を図る調査を行ったところだと思ひます。

そこで、(2)持続可能な交通体系の確立に向けた取組についてであります。

①予約型乗り合いタクシーAI通行システム導入調査の結果について、お伺ひいたします。また、バスやタクシーの地域公共交通が衰退する中で、公共交通体系の確立に向けた、②本市における今後の展開等について、お伺ひいたします。

続きまして、大項目3、安心な在宅生活についてであります。

総務省が発表した人口推計によりますと、令和4年10月1日時点で、我が国の65歳以上の高齢化率は29%と公表されました。超高齢化社会が到来している中で、高齢者の安否確認や健康、生活支援及び社会参加による健康増大が重大な課題になっていると感じております。そのような中で、本市においても高齢化率40%を超え、フレイル予防対策に重点を置いているところだと思ひま。

さて、私が以前、本市において自社のケアマネジャーとして従事していたときに、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯、そして日中のみの独居の方々のケアマネジメントをしている中で、非常にたくさんの相談を受けたのは、市内外に住む子世代、そして日中は就業されている同敷地内に住む子世代から、緊急時に何かあったらすぐに駆けつけることができない、何かあったら心配だという声非常にたくさん聞かれました。中には、施設入所も選択肢と考えている方であっても、やはり本人は住み慣れた自宅で生活したいとの強い思いがある方が多くいたと記憶しております。誰もが住み慣れた自宅で安心して過ごせることが、本人や子世代は強く望まれていることだと思ひます。

そのような状況の中で、本市においては、要介護、要支援を受けている方も非該当の方も利用できるサービスなど、本市独自の充実した高齢者福祉サービスがあることは理解しております。在宅で生活されている方、そして、子世代の方にとっては非常にありがたいサービスであります。

そこで、(1)緊急通報体制等事業についてであります。

本市において、独り暮らし高齢者及び高齢者世帯に対する日常生活の緊急事態に対応するための緊急通報用装置の給付、貸与している事業として、緊急通報体制等整備事業があります。

そこで①現在までの導入実績について、お伺ひいたします。また、②過去5年間の通報回数及び緊急出動数について、お伺ひいたします。そして、③事業の有効性と現状の課題等についてお伺ひいたします。

以上、1回目の質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔中嶋みどり保健福祉部長 登壇〕

○中嶋みどり保健福祉部長 避難行動要支援者の避難支援に向けた取組についてのご質問にお答えいたします。

本市では、災害発生時に避難行動要支援者が避難支援等を実行するための基礎資料となります。避難行動要支援者名簿の更新に向けて、昨年7月から市職員が対象者宅への戸別訪問調査を行いました。また、今年3月には、旧制度の災害時要支援者避難支援制度に名簿登録された方で、平成24年度以降、個別避難計画の更新がなされていない方に対し、登録継続の確認を行いました。これらの取組によりまして、全ての町会の避難行動要支援者名簿の更新及び名簿登録者全員の個別避難計画の作成が完了しております。

また、6月3日に開催を予定しておりました全町会を対象とした自主防災リーダー研修会で情報共有を図ることとしておりましたが、台風の影響により中止といたしましたことから、今後、改めて研修会を開催し情報共有を図るとともに、民生委員児童委員につきましても、定例会等で情報共有する予定でございます。

次に、災害時に活用される福祉避難所についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の本市における現時点での福祉避難所確保情報と周知方法についてですが、本市では、災害時の避難生活において特に配慮を要する要配慮者の方々の福祉避難所として、平成24年に民間の福祉施設と協定を締結し、その確保を図っているところでございます。

内訳といたしましては、特別養護老人ホーム5施設、介護老人保健施設2施設の計7施設と協定を締結し、想定最大収容人数は7施設合計で210人となっております。その後、新たな協定は締結されておきませんが、令和3年に一般指定避難所の一つである旧水府小学校校舎を新型コロナウイルス感染リスクが高い障害者や、特に集団生活が苦手な障害者の方を対象とした指定避難所として整備したところでございます。

次に周知方法についてですが、市民の方が民間の福祉施設に直接避難することによる混乱を避けるため、個々の福祉避難所に関する情報の積極的な周知は行っていないところでございます。

2点目のガイドライン改正による本市における避難所の在り方や変更点等について、お答えいたします。

現在、本市における福祉避難所への避難の手順といたしましては、開設に当たり民間福祉施設の被災状況等の安全確認や避難所としての受入れ体制の確認を行う必要がありますことから、まずは最寄りの一般の指定避難所に避難していただいた後に、2次的に移動することを想定しております。このため、ご質問のあった令和3年5月改正の福祉避難所の確保・運営ガイドラインで設置可能となった受入対象者と受入施設を事前に公示し周知する指定福祉避難所の指定は行っていませんが、避難所開設の際には、要配慮者の避難状況について把握を行い、関係各課と連携し、的確に福祉避難所への案内並びに送迎を行ってまいります。

最後に3点目の、平時における取組状況や現状の課題について、お答えいたします。

これまで、福祉避難所について、受入訓練を実施した実績はございません。また、福祉避難所協定締結時には、設置運営フローや費用負担についても定めているところです。このため、実際の福祉避難所運用に向けて、手順等について民間福祉施設や防災対策課とも連携し確認する必要があると考えております。

続きまして、安全な在宅生活についてにおける緊急通報体制整備事業の3つのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、現在までの導入実績ですが、過去5年間の新規設置数については、平成30年度は113台、令和元年度は127台、令和2年度は133台、令和3年度は99台、令和4年度は117台で、本年4月1日現在の稼働数は1,093台となっております。

次に2点目の、過去5年間の通報回数及び緊急出動数についてですが、平成30年度の通報回数は619件、このうち緊急出動したものが65件となっております。令和元年度については、575件の通報に対して出動77件、令和2年度は539件の通報に対して出動76件、令和3年度は583件の通報に対して出動78件、令和4年度は601件の通報に対して出動80件となっております。

最後に3点目の、事業の有効性と現状の課題等についてですが、有効性としましては、本装置は通報ボタンを押すだけで市消防本部と通話が可能となりますことから、利用者が簡単に救急要請することができるほか、時間の短縮も期待できることです。また、利用者の持病、かかりつけの医療機関、親族等の緊急連絡先に加え、地域の協力者等の情報を消防本部に事前に登録しておくため、本装置による通報がされた時点で、消防本部は通報者の氏名、住所、通院先などが把握できることから、迅速な救急搬送を行うことが可能となりますほか、仮に通報者が病状により会話ができないような場合においても、適切な救急出動が可能となります。

課題としましては、緊急通報受信装置の動作保証の関係上、NTTの固定電話契約者のみ取付けが可能となっておりますことから、NTTの固定電話をお持ちでない方はご利用いただけないことが挙げられます。

○藤田謙二議長 企画部長。

〔柴田道彰企画部長 登壇〕

○柴田道彰企画部長 交通対策の整理と利便性向上についてのご質問にお答えいたします。

1点目の公共交通の次世代技術の導入についての電動キックボードの実証実験の結果でございますが、実証実験については、昨年10月29日から本年2月28日までの計123日間実施し、走行データの収集や利用者アンケートによるニーズや課題の把握を行いました。貸出し場所は常陸太田駅や市役所など合計5か所で、有料による利用やイベント時や高校生などに対する無料試乗会を実施いたしました。合計乗車人数は492人と他自治体と同等程度の利用がありましたが、支払い方法がクレジットカードのみのため、クレジットカードを持たない高校生の乗車が無料試乗会に限られ、10代の利用が少ない結果となりました。また、有料利用による1人当たりの平均走行時間は約11分、平均走行距離は約2.5キロメートルと、ほとんどの移動が市街地周辺であり、既存の公共交通を補完する移動手段として近距離での活用可能性が見られる利用実態とな

りました。

利用者アンケートにつきましては、「近距離移動に便利」「実用化してほしい」といった肯定的な意見がある一方で、「公道での走行は不安」といった意見もありました。

本市における今後の展開等でございますが、人口減少、少子・高齢化が進む中、市は、利用者が減少している路線バスの効率化や高齢化等に対応したドア・ツー・ドアサービスの充実など、持続可能な公共交通体系の構築に向けて積極的に推進することとしております。電動キックボードにつきましても、本年7月から、「道路交通法」の改正により、運転免許を持たない16歳以上の高校生などの利用も可能となることから、交通ルールの周知、安全教育の徹底を行った上で、駅や旧市街地等から東部地区商業施設等への近距離移動手段の一つとして、導入に向けた検討をまいります。

2点目の持続可能な交通体系の確立に向けた取組についての予約型乗り合いタクシーA I運行システム導入調査の結果でございますが、導入調査は、昨年12月から本年3月までの期間に、現在、太田・金砂郷・水府地区において、それぞれ週2日、1日6便運行しております予約型乗り合いタクシーにA I予約運行システムを試験的に導入し、検証を行いました。

結果につきましては、本システムはA Iが効率的に予約・配車を行うことから、オペレーターの作業時間については軽減されました。他方、A Iが利用者の申込み状況に合わせて効率よく設定します走行ルートにつきましては、1台当たりの走行距離が、前年同時期の比較で令和4年度が約7.4キロメートル、令和5年度が約8キロメートルと短縮されなかったことから、A Iの能力が発揮されない結果となりました。これは現在、当市の予約型乗り合いタクシーが、運行地区、運行時間、受付時間等を限定しているため、A Iが走行ルートを自由に設定できず、ルート選択等をする際の機能が発揮できなかったことによるものと考えております。

今後の展開等でございますが、市では、本年度、高齢化等に対応したドア・ツー・ドアサービスの充実に向けて、運行地区の拡充、運行曜日・時間区分の撤廃等に取り組むこととしており、それに併せて、他自治体の事例から、運行地区、時間等を限定しない運行において有効に機能することが証明されておりますA I予約運行システムの活用を開始したいと考えております。

引き続き、利用者の利便性の向上、受付配車事務や運転手の負担軽減等を図り、持続可能な公共交通体系の構築を図ってまいります。

○藤田謙二議長 石川議員。

〔1番 石川剛議員 質問者席へ〕

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問に入ります。

大項目1、（1）1についてであります。全ての町会の避難行動要支援者名簿の更新及び登録者全員の個別避難計画の作成が完了したことについては、理解いたしました。

そこで、1点であります。先ほどの答弁でありました今年3月には旧制度に名簿登録されていた方で、平成24年度以降更新されていない方のみ更新作業がなされたとのことですが、平成24年度以降に支援が必要になった方や潜在的な要支援者についての実態の把握、そして、その方々の避難行動要支援者名簿の新規作成についてはどのような状況になっているのか、お伺い

いたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○中嶋みどり保健福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

新たに要介護認定を受けた方や各種障害者手帳の交付により避難行動要支援者の要件を満たした方につきましては、市から通知を送付し、登録の有無について確認することとしておりますが、それ以外の方につきましては市で把握することができないため、自ら申請をいただくこととなります。

このため、自主防災会や民生委員児童委員に協力をいただきながら実態の把握に努めますとともに、避難行動要支援者制度につきましては、市広報紙やホームページ等に掲載し、広く周知を図ってまいります。

なお、避難行動要支援者名簿の情報については、随時更新するとともに、自主防災会や民生委員児童委員とも情報共有してまいります。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。

避難行動要支援者の心身の状況などは日々変化することも考えられますので、定期的の実態の把握は必須と考えられます。先ほどの答弁にもございました、本市で把握することができない方は自ら申請をいただくとのことでしたが、自ら申請することすらできない方は非常に多いと思います。そして、要件を満たした方であっても、制度を理解せず、登録をされていない方も多くいると考えられます。

そのためにも、要支援者を身近で支援しているケアマネジャーなどの福祉専門職への情報提供、協力依頼も併せて行っていただき、真に避難支援が必要な方を取り残さないようにするべきだと考えます。そのためには限られた体制で効率的に作成を進め、災害時に迅速に支援するためにも、システム活用が有効な手段の一つであると考えます。

現在、内閣府が開発を進めているクラウド型被災者支援システムがございます。こちらのシステムは、住基情報をベースとして、容易に避難者台帳の作成が可能となり、マイナンバーを活用して罹災証明書などのオンライン申請ができるほか、平時においても避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新機能も備えていて、有事には避難者支援がスムーズとなり、また、事務負担を軽減することが大いに期待でき、本市においても防災力向上につながるシステムであると考えます。導入に当たっては、緊急防災・減災事業債などの活用可能な地方財政措置もあるようなので、ぜひ前向きに検討をよろしくお願いします。

また、来月7月9日に行われる災害対応訓練においても、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を実際に活用するかと思いますので、実効性があったのかどうか、課題の抽出をぜひよろしく願いいたします。

続きまして、大項目1、(2)①、ここで1点ですが、先ほどご答弁にもございました、現在、本市で協定を締結されている福祉施設の計7施設の合計想定最大収容人数210名は、そもそも現時点で施設利用されている方は避難所として利用しやすいと考えますが、その他の配慮が必要

な方々をカバーできるのかどうか。つまり、旧水府小学校を含めた想定収容人数は適正であると考えているのかどうかをお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○中嶋みどり保健福祉部長 これまで福祉避難所が活用された事例はございませんが、様々なご事情を抱えた要配慮者がいる中、要介護3以上の在宅生活者だけでも500人以上いることは認識しております。このため、1回目に答弁しましたように、令和3年度に旧水府小学校校舎を要配慮者も受け入れられるよう整備したところです。引き続き、災害発生時における各ハザード区域内の要配慮者数に配慮しながら、関係各課と協議し、適切な収容人数を確保できるよう検討してまいります。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番(石川剛議員) ご答弁ありがとうございました。理解いたしました。

②について、福祉避難所として、民間福祉施設だけでなく、例えば茨城県神栖市では、保健福祉会館や福祉センターなどの公共施設を3か所設けており、受入れ体制を事前にホームページで公表しております。事前に公表することで、本市の考えとは逆で、つまり一般市民が殺到しないように対象者をあらかじめ明らかにして、福祉避難所に伴う混乱や運営への支障を避けることが可能と考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○中嶋みどり保健福祉部長 1回目の答弁でもお答えしましたとおり、今後は要配慮者の避難状況について十分な把握を行った上で、指定避難所において要配慮者避難所としての対応可否の明示及び周知を検討してまいります。また、旧水府小学校については、要配慮者の避難状況に応じて柔軟に活用を検討してまいります。

最後に、市民に対し広く市ホームページ等で周知することについては、防災対策課や協定を締結している民間福祉施設と協議し、検討してまいります。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番(石川剛議員) ご答弁ありがとうございました。理解いたしました。

3についてであります。危機管理・災害福祉を研究されている田村圭子新潟大学教授は、福祉避難所の確保が進まない理由として、受け入れる要配慮者の特徴や開所期間の不透明さなどから、福祉施設側にとって不安が大きいことが挙げられる。それを解消するためには、要配慮者の避難先をあらかじめ決めるなど個別避難計画を作成し、平時から受入先と顔の見える関係を築くことが重要だと言われております。先ほど答弁にもございましたように福祉避難所において受入訓練を実施した実績がないとのことなので、なおさら平時より福祉避難所の運営に向けた訓練などの計画をお願いいたします。

そして、大項目2、(1)1、2については理解いたしました。

そこで1点ですが、今年7月の「道路交通法」の改正により、時速6キロまでに制限されたキックボードであれば歩道を走れるようになるが、あくまでも近距離移動手段としての公道走行をできる電動キックボードの導入を検討しているのか、お伺いいたします。



○藤田謙二議長 答弁を求めます。企画部長。

○柴田道彰企画部長 再度のご質問にお答えをいたします。

本年7月の「道路交通法」改正以降の電動キックボードの導入につきましては、7月以降の状況も見ながら検討してまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。理解いたしました。

私自身、今回調べましたが、椅子が付いて座れるタイプの電動キックボードもあるようです。座ることで安定感もあり、長距離移動手段としても可能性があると考えます。電動キックボード自体、新しいモビリティとして期待が高まる一方で、安心安全の面ではまだまだ課題もあると考えますが、ぜひ導入の実現に向けて引き続き検証してほしいと思います。

また、(2)1については、理解いたしました。そこで1点ですが、先ほどの答弁にもございました、AIが効率的に予約・配車を行うことからオペレーションの作業時間は軽減されたとのことでしたが、もちろん、今までどおり電話での予約方法に加えて、スマートフォンアプリでの直接受付も可能であったかと思いますが、アプリの導入の有効性についてお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。企画部長。

○柴田道彰企画部長 AI運行システムのアプリ導入の有効性につきましては、利用者がオペレーターを介さず利用申込みをすることから、オペレーターの負担軽減につながるほか、利用者側にとっても自由な時間に予約が可能になるものと考えております。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。理解いたしました。

まだまだ電話での予約が多いと思われる中、オペレーターのさらなる負担軽減やアプリ導入に対する費用対効果の検証をする必要もあると考えます。本市の面積から実情を考えた公共交通の在り方、そして、移動の仕組みづくりをAIの能力をフル活用していただき、乗り合いタクシーの事業内容の拡充をよろしく願いいたします。

そして、大項目3、(1)①については理解いたしました。

②についてですが、過去5年間の月平均を計算してみると、月50回程度の通報回数で、そのうち月6回程度の緊急出動とのことであります。この通報回数には誤報なども含まれていると思いますが、緊急出動にならない通報については、緊急性がない通報であったとも解釈ができます。

東海村の緊急通報システム事業の例を見ると、緊急ボタンを押すと、まず、警備会社に通報が行き、必要時に救急車の要請がされると同時に、警備会社の係員が現地に駆けつける対応をするようです。また、24時間365日、看護師等の専門職員に健康や医療等に関することを相談できるようです。救急車を呼んだほうがよいかなど判断に迷ったときに専門家からアドバイスを受けられることができる電話相談窓口、救急安心センター事業#7119があるように、救急車を有効活用するなどの観点からも、まずは警備会社への通報という仕組みも有効な手段であると考えています。

そして、③事業の有効性と現状の課題等についてであります。

先ほど答弁にもございましたように、緊急時にはより迅速な救急搬送を行うことが可能になることから、非常にありがたい事業だと思います。しかし一方で、設置されていない方、設置できない方にとってはどうでしょうか。本来なら必要とされる方が、N T T固定回線契約がないことで申請することすらできなかつたと、非常に多くのケアマネジャーなどの声が聞かれております。私自身もそうでした。

そこで1点ですが、N T T固定電話契約がないことにより申請に至らなかつた潜在ニーズがあるのではないかと考えられますが、本市の把握状況及び見解をお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○中嶋みどり保健福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、申請受理後、N T T固定回線契約がないことにより設置に至らなかつたケースは、令和2年度7件、令和3年度7件、令和4年度17件ございます。このため、議員ご指摘のとおり、申請に至らない潜在的ニーズもあると考えられますことから、その他の手法について調査・研究が必要と考えております。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。理解いたしました。

答弁にもございましたその他の手法についてですが、自宅に固定電話がない場合でも電波で通信を行う機器であるL T E回線型の緊急通報装置など様々なシステムがございますので、引き続き調査・研究をよろしく願いいたします。

本市のこの事業自体は、旧常陸太田市、旧金砂郷町では平成12年度から、旧水府村、旧里美村では平成16年合併後から開始されていると思います。既に約20年変わりありません。総務省の令和3年版情報通信白書によると、固定電話契約数が現在、減少傾向にあります。これまでの固定電話回線に接続する緊急通報装置に加え、新たに対象の市民全員がサービスを受けられるような新しいシステムの導入などを検討いただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。